

審査部 [印] [印]

北安曇郡池田町村関源四出板届進達之件

別紙北安曇郡池田町村平民関源四、三楠実録出板届進達願出候二付、取調候処、不都合ノ廉無之被存候間、左案
奥書上申可相成乎。

奥書案

前書之通届出候二付進達候也

長野県令三野誠

製品ができあがり、九月十八日付で内務省への納本が行われた。

納本添書

三楠実録 中本合卷八冊

全部定価壹円七拾五銭

右ハ本年七月廿五日翻刻御届仕候処、今般刻成ニ付三部納本仕候也。

明治十六年九月十八日 長野県平民

関源四

信濃国北安曇郡池田町村

五拾六番地

内務卿山田顕義殿

追テ原書冊ハ通運会社ニテ差出候也。

信濃出版会社と脩道館（鈴木）

ところが、納本は受理されず、十月三日付で県に差し戻された。

長野県（朱書）

別紙附箋之通ニ付下戻候事

明治十六年十月三日 内務省

（以下すべて朱書）

長野県

原本奥付中翻刻届出之日無之ニ付、一応却下候条、刷記之上更ニ納本可致旨本人へ可相達候事。

但発売ノ分モ本文同様タルヘシ

明治十六年十月三日「印」

差し戻しの理由は、翻刻届中の届出の日付「七月二十五日」が原本刊記に備わらなかったことである。すなわち、最初に内務省に納本した時の刊記は「明治十六年六月御届／全年全月出版」となっているものであった。ある程度の部数はすでにそのまま発行されてしまったのであるが、刊記は急遽刷り直され、「明治十六年七月廿五日御届／全年八月出版」と改められたわけである。次は改訂したものを納本した旨、県に届け出た書類である。

納本御届書

一 三楠実録 合本全八冊

右ハ明治十六年九月十八日内国通運会社ヲ経テ三部納本仕候処、御届期日漏ニ付、御却下相成、更ニ全年十一月一日納本仕候間、此段御届申上候也。

北安曇郡池田町村

明治十七年二月廿三日

関源四

長野県令大野誠殿

『常山紀談』の時と同様、出版手続きに不慣れな様子が見て取れる。

さて、『訂 真書太閤記』 大本十二編百二十卷三十六冊は、明治十六年十月から刊行を開始し明治十七年七月に完結する。この年は、第一・二編六冊が十月に刊行（刊記は「明治十六年九月十八日翻刻御届／全年十月出版」〔第巻編定価金 壹円二十五銭〕）、著者不詳／翻刻御届人 長野県平民 勝山忠兵衛 信濃国北安曇郡池田町村第二百四十六番地／刊行発兌所 長野県北安曇郡池田町村第四十三番地 信濃出版会社）、三編・四編は、刊記によるかぎり十一月の刊行である。これについても、長野県立歴史館所蔵行政簿冊『公文編冊 庶務掛 図書出版之部』（明17 A-23-2）に一連の文書が残っている。まず、

奉願書

別紙翻刻御届書其筋へ御進達被下度奉願上候也。

安曇郡池田町

明治六年九月十八日 勝山忠兵衛〔印〕

右村戸長

上原善吾〔印〕

長野県令大野誠殿

と、翻刻届の内務省への進達を願い出た県宛の願書があり、その



信濃出版会社と脩道館（鈴木）

翻刻届が次になる。

翻刻御届

一 真書太閤記 大本合卷三十六冊

明治十六年十月ヨリ十七年三月迄毎月六冊宛出版

右ハ不詳著豊臣秀吉一代ノ行跡ヲ記載シ、無版權ノ書ニシテ、一切条例ニ背キ候儀無之候間、此度出版致度此段御届申上候也。

明治十六年九月十八日 長野県平民

翻刻人 勝山忠兵衛〔印〕

信濃国北安曇郡

池田町村三百四十六番地

内務卿山田顕義殿

次は納本届である。

納本御届書

一 真書太閤記 全部三十六冊内六冊

右ハ明治十六年十二月廿一日、内国通運会社ヲ経テ三部納本仕候間、此段御届申上候也。

北安曇郡池田町村

明治十七年二月廿三日 勝山忠兵衛〔印〕

長野県令大野誠殿

第一・二編の納本は十二月二十一日のことであった。

清水又居の注文

長野県立歴史館所蔵清水家文書に残る信濃出版会社関係の文書類はすべて清水又居関与のものである。又居は、清水家の十代目である。高出組大庄屋代役中田保昌次男として天保三（一八三二）年出生、清水勘左衛門（九代目）の養子となる。慶応元（一八六五）年に松川組大庄屋本役拜命、明治二（一八六九）年に松本藩議事出役当選、明治五（一八七二）年に筑摩県が発足すると筑摩県第七四区戸長に命じられている。明治六（一八七三）年からは学区取締も務め、明治十一（一八七八）年には長野県会議員当選、明治二十二（一八八九）年、常盤村村長に当選している。地域の主導的立場にあり、地域を代表する教養人であった⁸⁾。

明治十六年五月四日付で信濃出版会社宛に清水又居は書簡を送ったようで、その下書が残る（C288「書状他」のうち）。

文略御宥恕可被下候。然者、

貴社ニテ^{正訂}真書太閤記出版之趣ニ伺仕候。附テハ、小生ニ於テ第九篇ヨリ十二篇迄御摺立相願度候。但、小生写本ハ八篇迄相済、残り分右ノ如クニ候。右者写本百式十卷之内四十卷ヲ相願候事ニ候。右者端シタナルニヨリ、御摺立被下候哉。此段御問合申上候。尤代料ハ広告ノ通全卷七円五拾銭ノ割下ニテ弍円五十銭ニ而出来ニ相成候哉。□□御問合申上候。本日御返事被下候様奉希上候。着勿勿書寄朝便ニ而至急御報知可被下候

五月四日

清水又居

信濃出版会社 御中

明治十六年三月『信濃出版会社事務報告書 第一回』は、清水家文書中にも所蔵がある（A5693）。付録の「社員

姓名」は「水内郡高井郡之部」のみであつて、清水又居が社員であつたかどうかはここからは確認できない。しかし、同じく清水家文書中にある信濃出版会社の前身である共益社の『共益社活版広告』(A5691)には「社員」として北安曇郡の条に「清水又居」と見えているし、次に掲げる『信濃出版会社事務報告書 第一回』の『訂真書太閣記』の記事に照らしてみると「式円五十銭」という打診は、社員価格に基づくものであるので、すでに社員となつていたものであらう。

訂真書太閣記 原本三百六十卷

合卷大本六十卷

書肆 現価二十四五円

本社 定価 十五円

社員 売渡七円五十銭

曩ニ東京ニ於テ古瀬甫菴著ノ太閣記出版ノ挙アシリト雖トモ、未ダ真書太閣記ノ刊行アリシヲ聞カズ。蓋シ浩卷繁帙容易ニ印行シガタキヲ以テナリ。我徒嘗テ茲ニ憂ル久シ。然ルニ頃日ハ本社同盟諸彦中往々此書出版ノ挙ヲ促ガスモノ多シ。是ニ由テ甲部第三回出版書トシテ一千人ノ預約者ヲ募リ、本年五月ヨリ刊行ヲ初メ、来十七年五月迄十二ヶ月間ニ印刷シ、毎月壹帙宛配達セントス。其ノ体裁ノ如キハ四号活字ヲ以テ鮮明ニ印刷スベシ。

予約者募集広告では、全巻の購入が求められていたわけであるが、又居の問合わせは、第九篇から十二篇まで、自家蔵書の欠を埋めるための購入は可能であるかとの問い合わせであつた。かような半端な注文であるが、全巻七円五十銭の三分の一で二円五十銭という価格で可能かどうか、本日返事がほしいとの、なぜか至急の問い合わせである。

「信濃毎日新聞」第一三六五号（明治十六年四月十九日）が清水家文書の中に保存されていたが（A5690）、これも信濃出版会社「出版書目及社員募集」広告が掲載されていたからこそ手許に留めておいたと思われる。広告記事を左

に掲げておく。

出版書目及社員募集

本社創立日尚浅シト雖トモ、幸ニ江湖諸君ノ賛成ヲ得テ、甲越濃飛ノ諸州及本県下ニ於テ五千百余ノ同盟社員ヲ得、今ヤ既ニ第壹回出版書籍ノ成功ヲ告ケ、將ニ第二回出版書籍ノ刊行ニ着手セリ。依之、規則ノ一斑及出版書目ヲ掲ケ、未タ此挙ヲ知ラザル大方君子ニ告グ。請同盟加入セラレンコトヲ。

規則ノ一斑○本社々員タラント欲スルモノハ同盟金トシテ金一円ヲ差入ベシ○同盟金一円ヲ差入レタルモノハ本社出版書類ハ定価ノ半金若クハ三分ノ一即チ社員売渡ノ価額ヲ以テ永年購求スルヲ得ヘシ○同盟株金ハ五ヶ年間無利足ニテ預リ置キ満期脱社ノ節ハ返却ス○尚委細ハ規則書ニ讓ル御望ノ仁ニハ進呈ス。

○常山紀談 合本拾冊 定価壹円五十錢 社員売渡七十五錢
右書既ニ出来シ當時配達中ナレハ有志ノ諸君ハ御注文アリタシ。

○三楠実録 合本拾冊 定価壹円七拾五錢 社員売渡八拾錢

右ハ楠家父子三代ノ言行ヲ記載セシ書ニシテ印刷既ニ半ヲ過ギタレバ四月中ニ成功ス。

○戦国策 合本七冊 定価貳円 社員売渡壹円

右書目今印刷中ニ付広ク江湖ノ御注文ニ応ス。

○地文学 定価貳拾錢 社員売渡拾錢 物理階梯 定価三拾錢 社員売渡拾五錢

右両書今般出版シ世ノ小学生諸君ノ便宜ニ供ス。

十八史略論語日本略史等ノ出版ハ近日ニ報告ス。

訂正 眞書太閤記 原本三百六十卷○定価拾五円 新本合卷六十卷 社員売渡七円五拾錢

古瀬甫菴ノ太閤記及絵本太閤記ノ如キハ、世間既ニ出版ノ挙アリシト雖トモ、未ダ眞書太閤記ノ刊行アリシヲ聞カズ。本社今般一千部ノ予約注文ヲ得テ、本年五月ヨリ刊行ヲ初メ、來十七年五月迄十二ヶ月間ニ出版シ、毎月

巻帙宛配達セントス。其体載ノ如キハ、彼ノ細小ノ文字ヲ以テセス。中大ノ活字ヲ以テ鮮明ニ印刷シ、大本ニ製本スベシ○代金ハ初月ニ貳円、爾後ハ毎月五拾錢宛入金ノ事。御望ノ仁ハ四月中ニはがき若クハ好便ヲ以テ其旨御報知アリタシ。代金ハ出版着手ノ節御按内可申ニ付、其ノ折御送金ノ事○本社地方委託所ノ中左ノ箇所ヲ増置シ最寄社員ノ便宜ニ供ス。

北佐久郡芦田駅 土屋省三

小県郡長久保新町 石合又一

上水内郡長野大門町 山本庄五郎

下水内郡飯山町 伊藤暢五郎

長野県北安曇郡池田町

明治十六年四月 信濃出版会社

清水又居は、『信濃出版会社事務報告書 第一回』によって、事業および同書の出版について了解していたのであろうが、この広告を見て購入の意を強くし、打診を思い立ったものかと想像する。

この清水又居の問合わせは五月四日のうちに信濃出版会社に届いたようで、これに対して、「本日御返事被下候様」との要望に対して即日返書が認められている（C26-8「書状他」のうち）。

封筒「北安曇郡常盤村／清水又居様／貴酬」

同裏「信濃国北安曇郡池田町第三百十八番地／信濃出版会社／明治十六年五月四日」

本文（信濃出版会社用箋）「御照会之真書太閤記摺たし之儀、承知仕候。代金ハ四十篇ニテ二円五拾錢ナレバ宜与存候。出版之節者御按内可申候間、代金御送入ヲ祈ル。右者貴侯耳に候以上／五月四日 信濃出版会社／清水又居様」

封筒裏の社名は「共益社」の文字を消して墨書してある。返答は、「九篇ヨリ十二篇迄」、二円五十銭にて可とのことであった。

なお、この時購入の『真書太閤記』は、自写の写本とともに清水家文書中に残っている (A6061-81~92)。

予約金は二度に分納しており、領収書が二枚残る。一枚は明治十六年十二月十八日付のもので、「請取証他」(C2-2) の中に綴じられている。活版印刷のもので、金額、適用、年月日、宛名部分は墨書で埋められている。

第 号

領収証

金五拾銭 太閤記四帙予約金

右之金額確収候也

明治十六年十二月十八日 信州北安曇郡池田町四十三番地

信濃出版会社 [印]

清水又居殿

もう一枚 (C2-3)「請取」(予約金請取証外) は、明治十七年二月十四日付。七行証券界紙を使用している。

予約金請取証

一金壹円四拾五銭也

右ハ真書太閤記九編ヨリ十二偏ニ至ル迄之予約金正ニ受取置也

北安曇郡池田町三百二十一番地 寄留

信濃出版会社 井口忠 [印]

信濃出版会社と脩道館(鈴木)

明治十七年二月十四日

清水又居殿

先掲「信濃毎日新聞」広告には「本年五月ヨリ刊行ヲ初メ、来十七年五月迄十二ヶ月間ニ出版シ、毎月壹帙宛配達セントス」とあるが、この計画どおりには出版できなかったようである。刊記によれば、『訂真書太閤記 第九編』の刊行は十七年六月、十二編は七月である。

「予約ノ改正」——脩道館の動向——

『脩道館事務雑誌』第九号が三月に発行される。九ヶ月ぶりである。前号において、「決シテ約期ヲ失セザランカ為メ報告ノ前予メ活版ノ植字ヲ終リ置キ其上報告スル」ことを報知し、いまだ版面が全備しないため、雑誌発行を見送っていたとのことで、「頻々督促」があるので、事業の進捗状況を報知すべく第九号は発行された。それによると、『春秋左氏伝校本』は「版面全ク落成ニ至ラスト雖モ四百五十余面ハ既ニ成功致シ」、見本刷三葉が本号末に綴じ込まれる。同号「乙部第三次刊行書目」には「落成期限 七月十五日」とあり、刊記も七月となっている。『康欽定四書解義』については「大学、中庸、及ヒ孟子、滕文公章句下迄版面出来」との進捗状況で、「乙部第四次刊行書目」には「落成期限 七月中」とある。

明治十六年十二月に『脩道館事務報告書 一』を発行した。「旧来発行ノ雑誌ヲ廢シ、更ニ脩道館事務報告書ト題シ、将来書籍出版ノ度毎ニ発兌致シ、出版物無之トキハ発行ヲ見合セ、且ツ社員外ノ人此報告書御入用ノ向ハ一冊ノ代価郵便切手代トモ合テ金三銭ノ割ヲ以テ、前途ニ幾冊分ト適宜ニ御差送り置キ被成候へハ、発行ノ都度々々通送可致候」とあって、『脩道館事務雑誌』を廢してその代わりに発行したものであることがわかる。当初定期発行をうたっていた『雑誌』が、発行頻度がまばらになって実態に合わなくなっていたことと、予約方法の改定がなされたことがその理由である。

冒頭「予約ノ改正」という長文があつて、まず、脩道館の事業の理念、活版印刷による予約出版という方法の主旨についてあらためて説明している。

予約ノ改正

予約ノ發起ナル吾曹ヨリ予約ノ改正ト題ヲ掲ケシヲ以諸君ノ怪ミ玉フヲ知ル。然ルニ実地経験ノ功ヲ重ネシニ付、改正セサル可ラサルノ旨趣ヲ報セント欲ス、抑予約ノ主意タルヤ、書籍ノ不廉ニシテ得難ク、誤謬ノ多クシテ解シ難キヲ嘆キ、大家ノ訂正、名家ノ校閲ヲ乞ヒ、時価ノ半額ニシテ純粹ノ良書ヲ製シ、加フルニ、一時抛金ノ憂ヒナク、月賦ノ姿ヲ以テ之ヲ購ヒ、永遠ニ保有スルノ目的ヨリ基原シ、之ヲ行フノ道ヲ考フルニ、木板ハ費用多クシテ磨減シ易ク、板下ヲ認メ剗刷ノ功ヲ終フル迄日月ヲ費ス甚シク、且ツ初板次板ノ別アリテ、文字ノ鮮否ヲ生シ、分賦ノ公平ヲ得ズ。唯活版ノ如ク一時印刷スルノ患ヒナキノミ。活版ハ字画正シク、磨減ノ患ナク、板下及ヒ彫刻ノ為メ年月ヲ耗費セス。唯木板ノ如ク版面存在シ、印刷ノ緩急意ノ如クナラサルノミ。再思三考、活版ニ如カスト。因テ活版ヲ以テ此業ヲ遂ケント欲セハ、予約ノ社員ヲ募リ、衆ト共ニ力ヲ合セ、以テ事ヲ拏ルニ非ンハ其功ヲ奏スル能ハスト。故ニ方法書ヲ製シ、社員ヲ募集ス。此レ予約ノ主意也。

続けて、急速に同館の出版事業を取り巻く情勢が変化してきたことを縷々訴えている。

然ルニ、其弊害ノ基スル原因ハ、人ノ浩業ヲ猜ミ人ノ盛績ヲ羨ム者此企ニ模擬シ、物ノ精粗ヲ問ハス、良否ヲ弁セス、唯廉価ト広告トヲ以テ世人ヲ蠱惑シ、掌ニ唾シ、以テ之ヲ受取セント欲スル者、嗷々東西ニ喧シク、遂ニ世人ヲシテ予約ノ真意ヲ失ハシムルノミナラス、予約会社ト称スル者日ニ起リ、甲ヨリ乙、乙ヨリ丙、丙ヨリ丁ト後輩程益々底価ヲ唱へ、或ハ抛金ヲ募リ、事ニ及ハスシテ解散シ、或ハ半途ニシテ廢絶シ、且ニ起リ、夕ニ却キ、亦面目ヲ替ヘテ再興シ、進退際ナク、出沒涯ナク、遂ニ予約注文者ノ信ヲシテ地ヲ払ハシムルニ至ル。此レ

其予約ノ行ハレサル一ナリ。

低価をうたつて出資させたまま、出版を行わずに会社を解散するような、詐欺まがいの「予約商売」が横行しはじめたのである(9)。

而シテ予約会社ノ閉店ヲ来スハ、注文者ノ為ス処ナリ。既ニ見聞セシ一例ヲ挙ケンニ、爰ニ一ノ書籍アリ、坊間ニ於テ之ヲ購フニ式十円ヲ要ス。予約者甲曰ク、十円ニシテ能ク成ント。乙曰ク八円ナリ、丙曰ク六円ナリ、丁曰ク五円ナリト。注文者曰ク、甲ハ不廉ナリ、乙ニ任セント。丙ノ唱呼ヲ聞キ忽チ意想ヲ転シ、丙ニ与ミセント。又丁ノ広告ヲ閱シ、甲乙丙ノ三者ヲ却ケ、遂ニ丁ニ託シ、而シテ丁ニ需ムルヤ甚タ厚ク、曰ク某社ハ既ニ何々ノ書ヲ刷シ、其書ノ美且鮮明ナル面目ヲ驚カスト。曩ニ不廉ト唱ヘ却ケシ者ヲ以テ丁ニ説キ、甚シキニ至リテハ某社八十人ヲ周旋セシ者ニ老部ノ書籍ヲ恵ムト称シ、単ニ予約受負者ヲ責メ、其得ル処ヲ厚フセント欲ス。受負者ハ名称ノ衰ヘンコヲ恐れ、費用ノ多キヲ厭ハス、第一ノ喝采ヲ得、他日之ヲ償ハント欲シ、勗メテ其平素目的外ノ事ヲ為シ、十中ノ一二ヲ製シ、之ヲ配達ス。注文者尚ホ満足トセズ、後金ヲ納ル、益々遅緩ニシテ、予約者ハ自立スル能ハズ。終ニ解散ニ至ルヤ、則チ嘆シテ曰ク、予約ノ如キ加ハル可ラズト。嗟何ソ自反セサルノ甚シキヤ。曩ニ坊間ニ得ル処ノ半ヲ以テ之ヲ購ヒ、加フルニ月賦ノ姿ニテ安ク之ヲ得ルヲ足レリトセズ、反テ街賈ノ巷ニ於テ之ヲ得ント欲スルノ過失ヲ知ラズ。此レ予約ノ行ハレサルノ二ナリ。縦令丙丁ノ底価ト雖モ、目的ナク曷ソ予算ヲ報センヤ。唯注文者ヨリ能ク信シ能ク尽シ、約束ノ送金ヲ違ヘズンハ、価額ト品者ト相權衡セシモノ、成就ノ時アルベシ。或ハ能ク義無ヲ尽スノ注文者アリト雖、十中ノ二三ニ過キサルベシ。或ハ半信半疑、落成ヲ待テ一時ニ送金セント欲スル者アルベシ。元来予約ノ主意ハ、注文者ヨリ前金ヲ得テ、然ル後之ヲ製シ、配賦スルヲ以テ廉価ナルノ理ナリ。若シ夫レ落成ノ期ニ至ル迄受負者ニ於テ之ヲ弁セハ、業ノ大小ニ依リ、幾許ノ資金アルモ曷ソ能ク之ヲ弁センヤ。亦曷ソ廉ナルノ理アラシヤ。此ノ如キハ受負者ノ損害ニ非ズシテ何ソヤ。

亦之レカ為メ十中二三ノ義無ヲ尽スノ注文者へ受負者ノ面目ヲ失ヒ、声価ヲ落シ、覆没ニ至ル。此レ予約ノ行ハレサルノ三ナリ。予約ハ素ヨリ実物ヲ見ズシテ実物ノ金円ヲ出シ、一面ノ交ハリ無フシテ而テ之ニ任シ、僅ニ広告ト見本トヲ特ミニスル者ナレハ、双方信用ノ一点ニ止リ、毫モ嫌疑ノ心アレハ、其事決シテ成ラス。況ンヤ受負者其任ニ非ス、注文者其人ニ非スシテ功ヲ奏セント欲スルハ、薪ヲ抱クノ譬ニ倅シク、成ルアルノ理アラシヤ。仮令受負者其任ニ堪ユルモ、注文者其人ニ非レハ、事成ラズ。注文者其人ナルモ、十中三四其人ニ非ル注文者其間ニ錯ハレハ、事亦成ラス。此三ツノ者、必ス全キヲ得、始メテ予約ノ事ヲ行フヘシ。既ニ此ノ三弊ヲ生シ、何ソ能ク之ヲ全フセンヤ。加フルニ亦一ノ難事アリ。予約ヲ以テ数月、或ハ巨歳ノ久シキヲ歷テ落成スル書籍ヲ予約シ、注文者ハ受負者ノ詐欺ト解散トヲ憂ヒ、受負者ハ注文者ノ約束中災害ニ罹リ送金ノ延引センヲ恐れ、双方其約束書ノ端本ナランヲ是レ恐ル。是ノ如ク三ツノ行ハル可ラサル者ト一ツノ難事アリテ何ソ能ク行ハル、有ンヤ。

また、価格の競争が始まり、より低廉なほうに流れる人心は、予約金拠出の遅滞を生じさせ、満尾を迎える前に経営の立ちゆかなくなる会社が出てくる。相互に不信感が募り、出版の主旨に賛同した「同志」との間をつなぐ信用という予約出版成立の根幹が、この悪循環の中で崩れていくことになる。

そこで、脩道館では、予約者との信用維持のために、次のように方法を改めるといっているのである。

故ニ我輩ハ、予約ノ空物ヲ以テ広告スルノ弊ヲ去リ、注文者其人ヲ得ルノ法ヲ制シ、自ら其任ニ勝へ、従来延刊ノ弊ヲ除キ、彼我ノ幸福ヲ来サント欲シ、当春以来数千ワノ活字ヲ製シ、既ニ通鑑左伝等二千五百余丁ノ版面ヲ所蔵スルニ至レリ。今此ノ多数ノ活字ヲ以テ概算スルニ、大抵ノ書籍ハ普ク組ミ終リ、尚ホ余裕アルヲ知ル。故ニ爾後出版ノ書籍ハ、都テ版面植字悉皆落成シ校合完了ヲ俟テ、何々ノ書刊行ト注文期ヲ定メ、部数ヲ取纏メ刊行シ、注文ノ各位屈指ノ暇ナク書籍到達セシメ、以テ我輩其任ニ堪ルヤ否ヤヲトセント欲ス。

| 内訓御製序 | |
|-------------------------------|----|
| 吾幼承父母之教誨詩書之典職謹女事蒙先人積善餘慶夙備掖庭之選 | 事我 |
| 孝慈高皇后朝夕侍朝 | 高 |
| 皇后教諸子婦禮法惟謹吾恭奉儀範日聽教書嘖 | 嘖 |
| 敬佩服不敢有違肅事今皇帝三十餘年一遵先志 | 志 |

校合を終えるや、速やかに報知し、そこから予約注文を取り付けて印刷にかかるので、「屈指ノ暇ナク」予約注文書が届くというのである。

さて、この十二月に『和解女四書』大本五巻五冊が出版される。

見返は「若江秋蘭著／安達清風校／和解女四書全五冊／宅廣居蔵版／修道館発売」、刊記は「明治十六年七月七日版權免許 定価金八十銭／同年十二月廿六日出版／出版人 岡山県士族 版權所有 安達清風 美作国勝北郡上町川村／印行発売所 脩道館 大坂北区中之島六丁目九番地／販賣所 松田正介 大坂西区京町堀上通三丁

目二十四番地」となっている。すなわち、安達清風の校訂・出版で、脩道館は「印行発売所」である。

各冊後表紙見返に「此ノ書ハ本館依託ヲ受ケ出版セシ書ニ付、社員ノ内外ヲ問ハズ購求ノ遅速ヲ論セズ、広ク諸君ノ需ニ応セン為メ、初度ノ印刷ヲ済シ、尚ホ版面存在致シ置候ニ付、需用ノ諸君ハ御報導アルベシ／大坂北区中ノ島六丁目／脩道館」とあって、脩道館が依託を受けて印刷・製本を行ったものであった。柱には「脩道館印行」の文字を据えている（他の脩道館出版物は「脩道館」とのみ）。本文は、四周双辺、有界九行で、訓点のみを施した原漢文、その後に双行で漢字平仮名交じりの解釈、頭書に訓点・平仮名傍訓を配した漢文を置くという複雑な組み方である。丁寧な挿絵も挿入されており、美しい平仮名活字を用いた組版、造本の見事さは脩道館の力量を何よりも示している。それゆえの受注であったのであろう。

また「版面存在致シ置候ニ付」とあるように、組んだ活字版（紙型ではない）をそのまま保存し、再摺に備えているところは、脩道館出版物とは異なるところである。また、刊記に「販賣所」として並べられている松田正介は大坂書肆である。本書が脩道館の予約出版物とは異なる流通を想定していたことを示している。

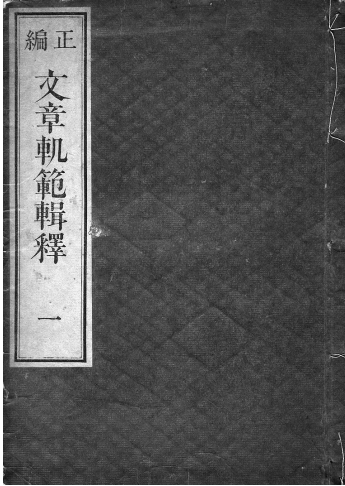
明治十七（一八八四）年

脩道館の出版—『^正文章軌範輯釈』と『^康欽定四書解義』—

『^正文章軌範輯釈』（大本七卷三冊）は一月の刊行、刊記は「明治十七年一月出版御届 定価金五拾錢／同年一月出版／出版人 大坂府下北区中之島六丁目九番地／脩道館／山田栄造」となっている。前年十二月の『脩道館事務報告書』に「落成期 十七年一月中」としたとおりの刊行であったと思われる。大本三卷三冊、例によって、整った印刷にかっちりとした製本である。

『^康欽定四書解義』末冊の刊記は「明治十三年十月十六日版權免許／同十七年月 日出版／編輯人 故人大郷穆／版權并出版 大阪府北区中之島六丁目九番地 脩道館」となっていて、月日の数字のところが空欄で異例である。前年十二月発行の『脩道館事務報告書 一』に次のように見える。

○欽定四書解義ノ儀、大ニ延引シ、諸君ノ督促ヲ来シ、深ク鳴謝仕候。然ルニ前掲ノ通り、隣邸ヨリ俄然出火シ候節、役員職工等都テ退館後ニシテ、唯宿直ノ者数名ノミ在館シ居リ候処、事不意ニ起リ、当直ノ者ハ狼狽シ、消防夫ヲ始メ救火ノ人々ニテ館内鼎ノ湧ク如ク、品者ノ損傷ヲ厭ハス専ラ消防ニ尽力シ、幸ニシテ類焼ヲ免ル、ト雖トモ、之レカ為メ四書等ノ版面組上ケノ分大方破散シ候ノミナラス、其後版權者ト異意ヲ生シ、彼是レ談判中不知々々日月ヲ費シ、右版權ヲ譲リ植字ニ取掛候故ニ、案外延引ニ相成候ヘトモ、目今専ラ尽力致シ居候ニ付、出



来次第差送候間、今暫ク御猶予ヲ乞フ。

六月十六日の近火騒ぎで、組み上げた版面がだめになっただけではなく、「其後板権者ト異意ヲ生シ」たがゆえの遅延であった。『熙康欽定四書解義』第一冊見返に「大卿穆標註／熙康欽定四書解義／版權所有 大卿氏藏版／脩道館出版」とあって、大卿穆の蔵版として刊行が開始されたものであった。ところが先述したように、大卿は急死し、脩道館はその遺族とこの書の権利関係について話し合いを行ったのであろう。これが難航し、脩道館の「版權并出版」を刊記にうたえるようになったのは、十六年も押し詰まっていたことだったらしい。本書の刊行は十七年も半ばくらいのことだったのではなからうか。

いっぽう信濃では

『正真書太閤記』は、前年までに四編まで十二冊を刊行済みであった。残り二十四冊をこの年の四月から七月までのあいだ、毎月六冊ずつ刊行する予定であったが、三月の時点で、その目処が立たなくなつたようである。長野県立歴史館所蔵行政簿冊『公文編冊 庶務掛 図書出版之部』（明17 Y. 331-2）に収められた文書をたどってみよう。

（朱書）乾第三二〇号

当郡池田町村勝山忠兵衛ヨリ別紙ノ如ク翻刻延期届書差出候二付、御回送及ヒ候条、可然御取扱相成度此段申進候也。

明治十七年三月廿五日 北安曇郡役所「印」

長野県 庶務課 御中

この郡役所から県に宛てた書類を添えて、次の進達願と翻刻延期届が提出された。

奉願書

別紙翻刻延期御届書其筋へ御進達被成下度奉願上候也

北安曇郡池田町村

明治十七年三月廿一日 勝山忠兵衛〔印〕

安曇郡池田町邨戸長上原善吾〔印〕

長野県令大野誠殿

翻刻延期御届

一真書太閤記 全三十六冊内十二冊出版済

残廿四冊本年四月ヨリ全七月迄毎月六冊出版

右ハ明治十七年三月迄ニ翻刻出版致度、明治十六年九月十八日ヲ以テ御届仕候処、今般都合ニヨリ前記ノ如ク本年七月迄延期致度、此段御届申上候也。

明治十七年三月廿二日 長野県平民

翻刻人 勝山忠兵衛

信濃国北安曇郡池田町村

二百四十六番地

内務卿山県有朋殿

遅延せざるをえなかつた「都合」については具体的にはわからない。なお、納本届は次のごとし。

納本御届

信濃出版会社と脩道館（鈴木）

一真書太閤記 第五編ヨリ十二編迄二十四冊

定価毎篇金壹円貳拾五銭

右ハ明治十六年九月十八日翻刻御届仕候処、全部刻成ニ付、本年七月廿五日及同十月八日内国通運会社ヲ経テ其筋へ納本致候間、此段御届申上候也。

北安曇郡池田町村

明治十七年十月廿五日 勝山忠兵衛〔印〕

長野県令大野誠殿代理

長野県大書記官鳥山重信殿

刊記では、五・六編が四月、七・八編が五月、九〜十一編が六月、十二編が七月の出版となっているが、満尾したのはどうやら九月ころのことのようである。

『北安盟親社誌』は、池田町で発行された雑誌である。明治十七年十月五日発行の第二号（清水家文書 A582）に次のような広告が載る。

一真書太閤記 原本三百六十卷

新版合卷三十六冊

予約原価壹部金七円五拾銭

（中略）

本書予約残本僅に八拾余部に相成候得共、大部のものゆえ、以後再版は難仕儀に付、御望の御方ハ、此際御注文被下候へば前記の予約原価にて配達可致候間、時期を違へず速に御求あらんことを冀望す。

明治十七年九月 右予約出版所 信濃出版会社

「前記の予約原価にて」というのは、当初会社の株を取得して購入した者からすると、信にもとるような気がするが、このあたりが許容されるのは、この雑誌ともども、地域的にかなり限定された流通、「顔の見える」取引ゆえであつたからであらうか。

また「僅に」といつているが、この時点で「八拾余部」の「予約残本」が生じている。「予約原価」という割引価格でも一般に売り捌く必要があつたと思われる。翌年になつても、『常山紀談』『三楠実録』ともども、残部は解消できなかったようので、出版書の巻末広告にしばしば掲載されている。たとえば、明治十八年四月発行の『参源平盛衰記十二』には次のようにある。

一 常山紀談 合卷中本拾冊

壹部原価金七拾五銭

一 三楠実録 合卷中本八冊

壹部原価金八拾銭

一 真書太閤記 合卷大本三十六冊

壹部原価金七円五拾銭

一時皆金者へハ金六円五拾銭ニテ配附

以上ノ三書ハ曩ニ既ニ刊行シテ余本尚ホ存在セリ。有志ノ諸君ハ最寄委託所又ハ本社ニ就テ予約愛求セラレンコトヲ。

『通俗三国志 卷十七卷』（明治十八年五月）の末尾にある広告には『真書太閤記』について次のように見える。

一 真書太閤記 大本三十六冊

信濃出版会社と脩道館（鈴木）

割引原価六円五拾銭

本書ハ發兌以來非常ノ御愛顧ヲ忝シ、疾ニ品切レト相成、後チ御注文ノ分ハ間々御断リ申候処、先ニ予約御引取ノ諸君中往々破産不廻リ等ヨリ代金延引ノ向モ有之、不得止取戻シ若クハ遠路通送申破損致シ候残本数部有之。精々割引売却可致候ニ付、御望ノ方ハ本社ニ向テ御照会被下候ヘバ、可然御相談可申上候間、御知音中へ御風聴ノ上、何分ノ御通知ヲ賜ハラシコトヲ愛顧諸君へ謹告仕候。

予約出版の綻びの積み重ねが残部を生じさせているわけで、それはそのまま資金の回転がにぶることに直結するはずである。

明治十七年十月二十六日付清水又居宛信濃出版社書簡が残っている（C388「書状他」）。封筒の表書は「一本木ニテ／太閤記代価受取書入／清水又居様／玉机下」と書かれており、裏は「十月廿六日」と日付を記し「長野県北安曇郡／池田町□□三番地／信濃出版社」と印刷されている。

領収書が一枚同梱されていて、「第 号／領収証／〔印〕金五拾銭 太閤記代残額／右之金額確取候也／明治十七年十月廿六日 信州北安曇郡池田町四十三番地 信濃出版社〔印〕」（金額・適用、年月日の数字は墨書）と、同日の日付で五十銭の残額に対する領収書である。

書状は次のとおり。

尚々九編ヨリ十二編迄持參為致候也

拜啓。陳者兼テ御注文之太閤記全部出来致候間、以使差上申候。就テハ殘金五拾銭也引換ニ御渡シ被下度、此段願入候。以上。

十月廿六日 信ノ出版社〔印〕

清水様 侍使

又居のもとには十月二十六日に届けられた。

ついでながら、これより先この年の二月に、又居は『常山紀談』と『三楠実録』とを購入しており、次のような領収書が清水家文書に残る(32)「請取証他」のうち)。金額・適用・年月日・発信人・宛先は墨書である。

第 号

領収証

金壹円五十五銭 但常山紀談

三楠実録

右之金額確収候也

明治十七年二月十四日 信州北安曇郡池田町四十三番地

信濃出版会社〔印〕

池田町三百二十二番地寄留 井口忠〔印〕

清水又居殿

『訂真書太閤記 第七編』卷末広告「既出版書目録」に、「一常山紀談 全部二拾巻
新版合巻拾冊／社員売原価金七拾五銭／一三楠実録 全部二拾二巻
新版合巻八冊／社員売原価金八拾銭／右両書共余本あり有志者の需に应ず」とあって、この「余本」を購入したものと思われる。なお、この『常山紀談』・『三楠実録』は清水家文書中に残っている(A6011・6010)。

さて、『訂真書太閤記 第十二編』卷末広告に、「次回出版書目録」と題して、

一 源平盛衰記

全部 巻百巻
新版合巻拾二冊

本年八月着手九月より毎月三冊宛配達

信濃出版会社と脩道館(鈴木)

右預約原価一部金貳円三拾銭

内 予約金三拾銭 予約注文の節差入

以下毎月五拾銭宛四回に差入全備

一 通俗三國志 全部五十卷
新版合卷十五冊

本年八月着手九月より毎月三冊宛配達

右預約原価壹部金貳円八拾銭

内 予約金三拾銭 予約注文の節差入

以下毎月五拾銭宛五回に差入全備

両書共板面製本等は太閤記に同じと雖ども、尚一層の注意を加へ刊行可致候間、御望の諸君は印刷部数の都合も御座候に付、はがき若くは章便により本社或は委託所迄前以て御通知を仰ぐ。

じつは、十一編までの広告では、刊行予定は「源平盛衰記」ではなくて「太平記」であつたのであるが、ここにきて「源平盛衰記」に差し替えられる。この二点は、予告どおり本年中に刊行の運びとなつた。『参源平盛衰記』全百卷十二冊のうち六冊（刊記によれば十月と十一月）、『通俗三國志』全五十卷十五冊のうち三冊（刊記によれば十一月）がこの年のうちに発行された。

明治十八（一八八五）年

信濃出版社の出版——『参源平盛衰記』・『通俗三國志』——

『参源平盛衰記』全十二冊のうち残り六冊（二月と四月の二回）の刊行はこの年のうちに成就した。

『通俗三國志』全十五冊のうち十二冊を残していたが、予告どおりの刊行とはならなかつたようである。『長野県近

代出版文化の研究』は、『明治十七年 本臬上申書 北安曇郡会染村戸長役場』所収の、明治十七年十一月一日付の翻刻届を紹介しているが、それには「明治十七年十一月ヨリ同十八年三月迄、毎月三冊宛出版」となっている。またそれとともに紹介してある「翻刻延期御届」は、明治十八年一月十二日付のもので、「右ハ明治十七年十一月ヨリ同十八年三月迄ニ翻刻出版致度昨明治十七年十一月一日ヲ以テ及御届候処今般都合ニヨリ前記ノ如ク本年五月迄延期致度此段御届申上候也」とある。

しかし、五月になっても満尾には至らなかつた。卷十七卷（明治十八年五月刊）末広告に次のようにある。

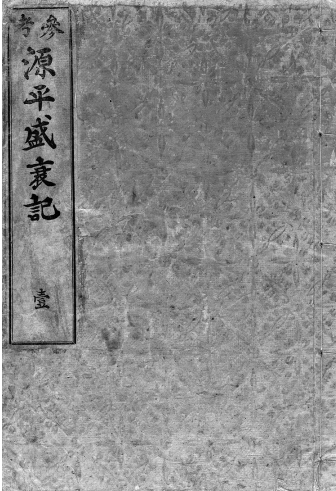
一通俗三國志 大本十五冊

予約原価金貳円八拾銭

本書ハ去ル五六月ヲ期シテ印刷成功ノ予定ニ候処、予算ヨリモ實際紙數百三十面余ノ増加ヲ来タシ、為ニ大ニ其ノ期ヲ誤リ、多罪ノ至ニ候。然レトモ自ラ其ノ疎漏ヲ責メテ、予約原価ノ如キハ敢テ変更セズ。尚印刷上一層ノ注意ヲ加ヘ可申候間、來ル八月落成前迄ニ陸續御注文可被下候。

結局、九月の成就となつて、その卷末広告に「印刷成功書」として本書の記事がある。

（前略）今般愈々全部印刷成功を告ぐ。殊に版面用紙製本等は尤注意を加へ、毎冊平均五十余面の大卷なれば、価額も隨て廉に、他店の出版と日と同ふして語る可きにあらず。請ふ此際愛求し賜はんことを。



脩道館事業の騷り

脩道館の様子に目を転じてみよう。『春秋左氏伝校本』三十卷十五冊は、刊記は明治十六年十二月となっているが、このとおりに発行されず、前年十二月『脩道館事務報告書』に「十七年二月中」の「落成期」としていた。実際の落成・配本は、さらに遅れ、翌十八年になってのことのようである。

広島県立文書館所蔵橋本家文書〔領収書綴〕(10306)の一枚が脩道館のものであった。ここに『春秋左氏伝校本』領収記事が見える。

記

一金参円也

但万国年鑑壹部代

一金貳円五拾銭也

但春秋左伝一部代

右正二請取候也

明治十八年

大坂

八月十日

脩道館〔印〕

橋本吉兵衛殿
備外本館
 書籍渡済

二行目「参円也」以下四行目まで、日付、宛名以外は活版印刷である。

『万国年鑑』は、統計寮が翻訳・出版したものであるが、国文社が販売御用を務めている。脩道館が国文社の業務委託を受けていたとは思えないので、国文社との縁が続いていたであろう山田栄造が、橋本の依頼を入れて、大阪国

文社から仕入れて同送したものであろう。

『四書集註』は、論語のみが刊行済みであったが、この年に満尾する。末冊後表紙見返の刊記は次のようになって
いる。

明治十八年五月二十五日出版御届

同年十二月二十日出版 定価金壹円

東京府平民

翻刻出版人

山田栄造

大坂府下北区中ノ島

六丁目九番地寄留

大坂府平民

同

松田正介

大坂府下西区京町堀

上通三丁目廿四番地

松田正介は、明治十六年刊『和解女四書』刊記に販賣所として名前の出ていた書肆である。ここでは、翻刻出版人として山田と並記されている。もはや、発足当初の出版方法は行き詰まっていたのではなからうか。共同出版となつたのは、資金繰りが苦しく、松田にも出版費用を出資してもらったからであろう。そして、予約者からの送金のみを宛てにできず、松田を通じての一般流通も行わざるをえなくなっていたからなのではなからうか。

明治十九（一八八六）年

一一八

脩道館の未収金取立行脚

『資治通鑑』は、刊記では前年一月の出版であるが、実際には、明治十九年になっても満尾しなかつたものである。

脩道館から三春の遠藤常師に宛てた葉書五通を紹介したことがあるが⁽¹⁰⁾、これ以後の脩道館の動静については、これに依るのが今のところ便利である。若干重複するが適宜引用して論を進めていくことにする。

遠藤常師は、三春町内清水の旧士族で、郡長氏家直綱の下、学区取締、田村郡書記を務め、その後三春町長にもなったこの地域の名士である。創業当初から脩道館の社員となっていて、『脩道館事務雜誌』第四号の「脩道館社員人名」に名前が見える。

明治十九年十二月二十六日大阪消印の葉書は活版印刷である。十八年二月十三日大阪消印の葉書にも「先日委細活版摺書面ヲ以御通牒申置候間」とあって、社員への報知に、活版印刷した葉書が用いられていたようである。

久々御無音打過、殊ニ通鑑ノ儀ニ付、先年来世間衰態ノ実況ニ基キ候トハ乍申、種々御心配相掛、多罪々々、深ク奉謝候。昨年十月中活版摺ヲ以テ各地社員ヘ他書引受方致依頼候ヘ得共、抄々敷運□不申、依テ本年一月二十日ヨリ小生右淹滞金督促之為メ各地奔走ヲ始メ、三月中一応帰坂シ、続テ近江伊勢志摩尾張美濃等夫々埒明ケ、五月五日再ヒ帰坂シ、同十三日ヨリ木曾路ヲ信州ニ漫歩シ、終ニ越後界飯山迄押及シ、松代ニ反リ、上田小諸地方夫々談判シ、上野下野岩代陸前陸中盛岡迄北向シ、反テ陸前浜辺筋奔馳シ、石港仙台ヨリ磐城浜街道ヲ直行シ、山間左右散在ノ社員一々相尋、極暑中長途ノ旅行ニ疲レ、屢疾病ヲ生シ候得共、応分ノ保護ヲ加ヘ、強テ奔走シ、常陸ヨリ武州ニ涉リ、猿橋ヲ経テ甲州ニ出、再ヒ信州諏訪伊那二郡ニ達シ、飯田ヲ経、八月下旬帰坂仕

候。抑一月以来氷雪ヲ侵シ、炎暑ヲ凌キ、二百数十日二千余里ヲ跋涉シ、右淹滞金ヲ督促シ、或八月賦、或ハ即金、種々ノ談判ヲ以テ数千円ノ金額ヲ得、帰坂後、直ニ用紙五百余丸ヲ購ヒ、通鑑残分印刷ニ着手シ、日夜丹誠、漸ク本月十日総落成仕候故へ、夫々分配通送シ、全国一般代価既済シテ、吾曹負担ノ責任有之候向、一日モ早ク義務ヲ尽シ果セ度ノ処、此度落成迄歳月ヲ費シ候故へ、注文社員居処転変ノ向不尠。既ニ小生伺候致シ候内ニモ数多有之候故、左ノ運賃御送金相願旁御住所御尋申候。運賃着次第通鑑大尾直ニ通送仕候。以上。大坂脩道館山田栄造敬白〔印〕

一金六拾壹錢 二一〇五迄分 一金三拾錢 六帙分東京迄ノ分
一金 × 合計金九拾壹錢

最後の運賃請求の数字部分のみ墨書である。これによれば、この年の一月二十日から、総代山田栄造は、未収の立替金回収に全国に取立に歩き、帰阪は八月、ようやく「数千円ノ金額ヲ得」、これをもつて、『資通通鑑』の「残分印刷ニ着手シ、日夜丹誠、漸ク本月十日総落成仕候」というわけで、『資通通鑑』は、ようやく明治十九年二月に落成をみるのである。

信濃出版会社、最後の出版

信濃出版会社は、『博覧古言』中本十巻一冊を一月に出版する。巻末刊記の裏丁に売捌書林として次の十一肆が列挙されている。

池田町 拡充館忠兵衛
松本 水琴堂為吉
同 高美甚左衛門

信濃出版会社と脩道館（鈴木）

| | |
|---------------|------------|
| 一 通俗英越軍談 | 判紙本合巻八冊 |
| 社員賣豫約原價金壹圓貳拾錢 | 豫約金五十錢 |
| ○印刷成功書 | 吉書所請 及升義軍 |
| 一 通俗二國志 | 大本全十五冊 |
| 一 源平盛衰記 | 大本十二冊 |
| 一 眞書太閤記 | 大本三十六冊 |
| 一 三楠實録 | 中本八冊 |
| 一 常山紀談 | 中本拾冊 |
| 一 博覽古言 | 全一冊 |
| 刊行發兌所 | 長野縣北安曇郡池田驛 |
| | 信濃出版會社 |

| | | |
|---|--------|-----------|
| 一 博覽古言 | 原名著義識鈔 | 全壹冊 |
| 正價金貳拾五錢 | 通稱四錢 | 十九年一月十日發賣 |
| 本書ハ常科公百ヲ編輯シテ新書ヲ奉リ賜ヒ書メテ上ハ六經史下ハ諸子百家ノ書ヲ格名録シテ録シテ選取事ヲ傳説法ヲ常科傳説人倫ノ事ヲ別格場臣風氣ノ大綱ヲ別ノ角之數百項ヲ細別シテ彙録シテ歴然トシテ博覽古今ノ大體ヲ知ルベシ學問ノ生石ニ供セバ博覽多識ノ學ヲ成ルベシトシテ本書五卷十卷トシテ今ハ全書ヲ備中携帶便シテ圖レバナリ | | |
| 林書別賣 | 池田町 | 水學堂 爲山 |
| 同 | 同 | 高見將左衛門 |
| 長岡 | 野 | 行內 十郎 |
| 上 | 諸田 | 伊藤 七郎 |
| 上 | 田 | 宮坂喜代治 |
| 保 | 高 | 十一屋半四郎 |
| 甲 | 府 | 近江屋喜太郎 |

- 同 竹内禎十郎
- 長野 西沢喜太郎
- 上田 伊藤甲造
- 小諸 相場七左衛門
- 上諏訪 宮坂喜代治
- 飯田 十一屋半四郎
- 保高 近江屋喜太郎
- 甲府 徵古堂

池田町の拡充館忠兵衛は、すなわち、信濃出版会社幹事の勝山忠兵衛である。あとは、県下の当時主要な書店（保高の近江屋喜太郎は珍しいが、池田町における出版という土地柄が反映されたいよう）と、甲府の徵古堂東浦栄次郎である。当時信濃出版会社が想定する市場の範囲が、ここに明確に見て取れる。

大阪書肆松田正介を山田と並べて「翻刻出版人」としている脩道館版『四書集註』の場合同様、当初の事業方針とは大いに異なるものをここから読み取ってよからう。既存の書籍流通網を利用

して一般に販売しようという意図が明白である。社員の子約のみをあてにした事業は、もはや限界に来ていたものなのかもしれない。
 『良齋問話』中本二巻二冊（二冊本もあり）もこの年の一月の出版である。これにも『博覽古言』と同じ売捌書林が列挙されている。

『通 俗 吳越軍談』半紙本八冊は十二月に満尾する。これが、信濃出版会社の最後の出版物となる。刊記中に「発売書肆 信州松本水琴堂 小松為吉」とあり、これも特定の書肆との提携を強く保って、一般の流通にかなりの割合を依存しようという姿勢が見て取れる。当初の「予約出版」構想から大きく舵を切らざるをえない状況になっていたのである。

『信濃出版会社事務報告書 第一回』（明治十六年三月）によれば、出版部門を甲乙丙と分かち、甲課は野史小説類、乙課は正史漢文類、丙課は小学教科書類を出版する予定となっていた。しかし、実際に出版に漕ぎ着けられたのは甲課のものだけで、乙課に予告されていた『戦国策』、丙課予告の『地文学』『物理階梯』など、出版された形跡はない。『戦国策』など、同報告書に「戦国策ハ殆ド中途迄印刷セシニ折柄預約注文ノ報導続々増加セシヲ以テ其ノ好意ニ背カンモ本意ナラズ依テ定数一千部ノ外尚更ニ一千部増刊ノ事ニ決定シ」とあって、これを信ずれば、創業当初から印刷に着手していたにもかかわらず、とうとう日の目を見ずに終わってしまった。

前年四月に満尾した『考源平盛衰記』の広告にも、

次回出版書目

- 太平記
- 続通俗三国志
- 平家物語
- 豊臣朝鮮軍記
- 豊臣鎮西軍記
- 川中島烈戦記

此他尚種々アリト雖暫之ヲ略シテ後日出版ノ時ヲ待チ詳細ニ報告ス可シ

とあって、まだその時点では後続の企画がこれだけあったのであるが、いずれも着手には至らず、そのまま出版は途絶えてしまう。急激な状況の変化の中、駆け抜けるようにその事業は終焉を迎えた。

明治二十（一八八七）年以後

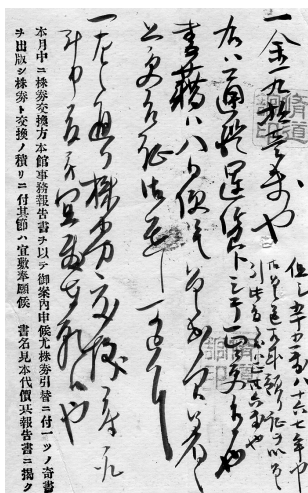
脩道館残務扱所

明治二十年二月四日大阪消印の遠藤常師宛葉書は、『資治通鑑』送料の受取書である（「本月中」以下二行のみ活版印刷）。

一金九拾壹錢也 但シ五十五錢八十六七年中御差送相成、預リ証ヲ以差引、此度之分ハ正卅六錢也。

右ハ通鑑運賃トシテ正ニ受取候也。

書籍ハ八日便ニテ差出候間、着之上受取証御遣し可被下候。



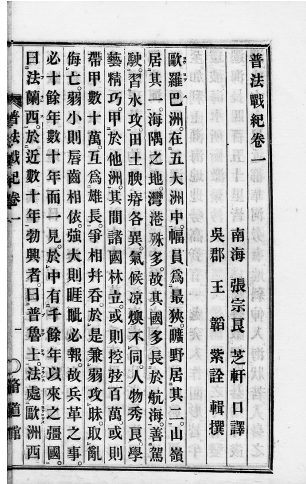
本月中ニ株券交換方本館事務報告書ヲ以テ御案内申候尤株券引替ニ付一ツノ奇書
ヲ出版シ株券ト交換ノ積リニ付其節ハ宜敷奉願候 書名見本代価共報告書ニ掲ク

一左之通り株券交換ニ付取計申度ニ付、宜敷奉願候也。

本月中ニ株券交換方本館事務報告書ヲ以テ御案内申候。尤株券引替ニ付、一ツノ奇書ヲ出版シ、株券ト交換ノ積リニ付、其節ハ宜敷奉願候。書名見本代価共報告書ニ掲ク。

後半は、「株券交換」についての案内で、脩道館の事業もいよいよ精算に入ることになる。

株券交換の代わりとして打診している「一ツノ奇書」とは、九月刊『普法戦記』のことであろう。これが脩道館の最後の出版物



候也。

明治廿一年二月八日

脩道館残務扱所

もはや、「脩道館」ではなく「脩道館残務扱所」発信の葉書となる。山田は、社員、すなわち出資者への株金返済のため、「在来所有ノ邸宅」も手放してしまった。この記事に続けて次の墨署がある。

御手紙拜見御申越ニ付更ニ左ニ記載差上可申候御回金被下度着次第速ニ逋送仕候

一金六銭 女四書運賃 一十四銭 普法戦記運賃

一卅九銭 雑誌代

合計 五十九銭

遠藤は、『和解女四書』と『普法戦記』の購入を申し込んだようで、その送料の請求である。また、「卅九銭 雑誌

信濃出版会社と脩道館（鈴木）

一一三

である。半紙本十四卷十冊、刊記は「明治二十年八月廿二日出版御届／同年九月三十日出版／出版人 脩道館幹事 山田栄造／大坂北区中之島六丁目九番地」となっている。

続いて明治二十一年（一八八八）二月八日付の葉書を見てみよう。まず、次の文章が印刷されている（日付以外は活版印刷）。

本館株券交換方モ七八分埒明候ニ付テハ、在来所有ノ邸宅モ為之二売却致サネハナラス様ノ場合ニ相成候故へ、今般左ノ処ニ転シ同所ニ於テ脩道館ノ残務ヲ取扱候間、此段御通知申

代」とあるが、『脩道館事務雜誌』は一号あたり三錢である。内訳は不明であるが、おそらくは、『脩道館事務報告』（これも三錢である）とともに十三冊分をまとめて購入しようとしたものである。遠藤は、脩道館にとつてはまことにありがたい社員であつた。

明治二十一年四月四日付の葉書、活版印刷の冒頭部分は二月八日付のものとほぼ同文である。

本館株券交換方モ七八分埒明候ニ付テハ、在来所有ノ邸宅モ為之二売却致サネハナラヌ様ノ場合ニ相成候故へ、今般左ノ処ニ転シ同所ニ於テ脩道館ノ残務ヲ取扱候間、此段御通知申候也。

普法戦記書籍差上御報可被下候

証

一金五拾九錢也

右之通正ニ受取、永年ノ取引運送費等総テ明治廿一年四月四日^{墨書} 大坂南堀江通四丁目式拾三番地

脩道館残務扱所

最早株券交換モ相済、本館 貴君方エ対シ義務相立候ハ全ク永年之御愛顧厚キニ原因スル義ト深く奉謝候。尚他日拝顔ヲ得候節、万々御礼可申上候。第二方法ノ分相済候上ハ、終始書籍発行仕候。其節ハ各地新聞へ広告仕候。御入用ニ候得ハ其節御申越可被下候。以上。

尚投票人名書之儀ハ書籍へ添テ御運送可仕候也

「普法戦記」以下請取記事が墨書である。「永年ノ取引運送費等総テ」、遠藤との取引はここに終わった。

清水又居の購書、その後

明治十七年二月、『常山紀談』と『三楠実録』購入以後、清水又居と信濃出版社との間における交渉を物語る史

料は清水家文書中にはない。旧蔵書の中にも、信濃出版会社版はこれ以外に見当たらない。欲するものがなかったと
とりあえず考えておこう。

又居の購書は、明治十九年になって俄然盛んになる。まず大阪高麗橋詰にて商家を営む縁戚清水勇次郎を介して大
阪九皇堂から書籍を購入し、続いて、仲間と語らつてかなりの量の書籍を東京兎屋から直接購入している。このこと
は、拙稿「明治前期における書籍情報と書籍流通―信州北安曇郡清水家の書籍購入と兎屋誠―」¹⁾に紹介したので、
そちらを参照願えると幸いである。いずれも、新聞の安売り広告によつて食指を動かされたものである。

信濃出版会社版『通俗三國志』十七卷（明治十八年五月）末広告に、『真書太閤記』・『参考源平盛衰記』・『通俗三
國志』の三点をあげて、次のような記事がある。

以上三書トモ、用紙版面製本ニ至マデ極メテ入念致候間、世ノ廉価ヲ競フテ外美ヲ銜フガ如キ相場本ト日ヲ同フ
シテ語ル可カラザルハ、予約購客ノ既ニ許シ賜フ処ニシテ、本社ノ光栄之ニ過ギズ候。然レトモ其ノ名ヲ聞テ其
実ヲ知ラザルモノハ、徒ラニ新聞紙上ニ出没スル麤本略書ノ類ヲ推シテ、妄リニ玉石混淆ノ苛責ヲ下スコト往々
ニシテ有之。一々之ヲ弁ズルハ、殊ニ煩雜ヲ免カレザルコトニ候間、此儀ハ偏ニ從來予約御引取ノ好意ヲ棄ス、
実物御披露ノ上多少御説明アランコトヲ、特ニ愛顧諸君ニ向テ懇請ノ至リニ候也。

書籍の安売り広告は明治十八年ころから新聞紙上に現れ、明治十九年になると頻出するようになる。たとえば、四
月六日『郵便報知新聞』には次のような広告がある。

●書籍度外大安売廣告

●弊店今回世上の流行に後れず和、漢、洋、新版書、翻訳書、稗史、小説類千数百種を世界に競べなき度外大安
売相始め候間江湖の各位永当々々沢山の御注文奉願上候

信濃出版会社と脩道館（鈴木）

●但し四月一日より三十日までの事 ●書目録は別に編成有之候間御望の諸君は郵券二銭御送附あれば速急呈送す
 大安売大作家 大坂今橋筋東入書肆 浪花屋本店

五月二十三日『郵便報知新聞』には、静岡の文林堂書店の広告「五月二十日ヨリ三十日間 ●書籍大安売の飛切広告」が三段にわたって載る。ここには、具体的な書目が「定価」と「売直」の対比をもって掲出されている。そこに「真書太閤記（定価）九円（売直）五円七十銭」という記事がある。いくら信濃出版会社が「用紙版面製本」の「入念」を強調しても、一般の眼差しが向かうところは、価格が第一であろう。そもそも、廉価で書籍を得る手段を共有しようという発想から始まった事業であったが、それをさらに上回る安さが際だつ広告に負けないような魅力を打ち出すことは難しかった。

又居がそうであったように、書籍購買者の関心は価格の高低に向いて当然であった。出版予定書籍の予約金と、出版時回収される（はずの）残金とをもつて、自転車操業的な事業を展開して行かざるをえないこの事業方法は、一時の不人気も命取りとなつたのであろう。

おわりに ——— 季節の終焉 ———

株を所持して社員となつた者の予約をもつて事業を進めていくという脩道館の出版方法は、「志」の共有を前提としたものであった。

『脩道館事務雑誌』第一号の「脩道館創立起源」の冒頭を再び引用してみよう。

脩道館トハ、故佐藤一斎翁題スル所ノ塾号ニシテ、又自カラ之ヲ額面ニ書シ、且ツ大儒山口重昭氏ニ命シ脩道館ノ記ヲ撰セシメ、併セテ之ヲ扁額ニ認メ、我亡父政徳ニ与へ、大ニ儒学ノ道ヲ盛ニセント欲シ、之ヲ本館ニ掲載

シ来ル。

「脩道館」とは、そもそも、山田栄造の父政徳が営む漢学塾の、佐藤一斎命名するところの名称であった。右引用中の「本館」とはこの塾のことなのであるが、山田にとつては、出版事業を行っている脩道館と別のものではない。単に名称を受け継いだというだけではなく、理念、志を等しくするものであった。それはすなわち、「文運回復」し、「聖賢ノ道」を世に広めることであつた。選定された書目も、この志に発した結果である。

漢学復興の気運を追い風に、山田の「志」は共感されるところとなつたわけであるが、大方の共感は、廉価で良書を出版するという点に、むしろかかつていたであらう。従来 of 書物類の高価を身に染みていた者たちにとつては、半値に等しい頒布価格は共感に価するものであつた。

いっぽう、信濃出版会社の「志」は、もちろん山田のそれと等しいものではない。脩道館の真摯な姿勢には共感したものであらうが、「志」の同じくする部分は、まず廉価で良書を弘めるといふ点であつたらう。

活版印刷という方法をもつて、良書の廉価での普及を図る、といえはいかにも、開化期の啓蒙的な「志」と一般のように聞こえるが（それにはちがいないのだが）、信濃出版会社が刊行に漕ぎ着けた書籍は、いずれも史書、またそれに準ずるものの翻刻であることは興味深い。この時代の定番といえはそれとおりでもあらうが、十分に傾向的である。

もちろん、当初の構想では、法律書や教科書なども予定されていた。版權に障るので断念したものもあつての結果かもしれないが、これら通俗史書が、想定する流通域において、必要とされ、需要の見込めるものという判断でもあつたはずである。

山本蕉逸編の初学者向け学問案内『童子通』（天保十五年和泉屋金石右衛門刊）は、「人古今ニ通ゼザルハ馬牛ニシテ襟裾セルガ如シト古人モ申置レシコトナレバ、略々ニモ心得居ルベキコト也」として、歴史の理解が学問の大きな前提であることを訴えている。

脩道館についてはいうまでもなく、信濃出版会社の社員となったのは、このような、近世期以来の学問の階梯をもつて自身を高めていこうという発想を当然のものとしていた人々、すなわち、ある程度の教養、または意欲を持ち合わせていた層が中心であったろう。相互にわかり合える共通の文化的基盤を持ち合わせ、そして信濃出版会社の場合、ある程度限られた地域内で、具体的な交流も濃い層を中心とした事業であったといえよう。したがって、理念を前面に出して全国的な展開をはかった脩道館の事業よりは、実際の柔軟性がある程度備えていたと思われる。地域における理解もあつて、北安曇郡の一村から、出版という形で知を発信していくという前未聞の事業は、しばらくの間存続しえた。

しかし、過当競争、安売競争という事態の急激な変化の前には、「志」を旗印として掲げた予約出版という出版方法はひとたまりもなかった。当初人々の目を引きつけた「志」は、数字の比較の前に、急速にその輝きを失っていた。手本となった脩道館の事業とほぼ重なるような展開で、信濃出版会社の事業もその幕を閉じたのである。

江戸時代における書物類の安定的高価は、単に経済原理によつてのみの説明で済まされることではなからう。学問に参与すべき（参与しうる）者と、それ以外の者との間のけじめと違和なく対応していた。十九世紀になつて、書物・学問と民衆の分との関係に大きな変化が訪れる。民間の学問志向が高まり、彼らを購入者として想定した内容的に平易で比較的安価なものが多く出版されるようになる¹²⁾。先ほど触れた『童子通』も、そのような民間の学問志向を受けての書であつた。しかし、半紙本や中本の廉価な経書が出回るようになって、歴とした書物の高価は動かなかった。

書物は高価でなくてはならなかった。高価であるからこそ、家産として後代に受け継がれる。代々受け継がれていく蔵書は、そのまま学問の永久不変と対応し、その価値を証するものでもあつた。学問は消耗品ではなかつた。書物の得難さは、学問成就の険しい道とも対応していた。

「書籍ハ後世ニ保存スル者ナレハ」（『脩道館事務雑誌』第一号）と造本にこだわつた脩道館の「志」に共感した人々は、そもそも不変の価値を備えている書物の高価が当然であるという江戸時代以来の感覚を持ち合わせていた

人々であつたらう。信濃出版会社の社員たちにしてもほぼ同様である。ただし、江戸時代以来の書物の高価が、書物問屋とその流通機構によつて維持されてきたことは留意すべきであらう。脩道館にしても、信濃出版会社にしても、旧来の書物制作・流通の機構とはまったく異なつた方法、組織の事業なのであり、同様の事業を企てた者たちのほとんども同様である。これら事業の叢生は旧来の機構の解体に拍車をかけていく大きな要因であつたのである。旧来の書籍価格に関わる秩序の解体は、機構の面からも必至であつた。

新聞の発行量は明治十年代後半より急速に伸びていく⁽¹³⁾。広告の手段としてきわめて有効なものとなり、広範にわたつて、ある程度均質な情報が行き渡るようになる。情報量の多さは「商品」の比較を媒体上で行うことを可能とする。比較の際、もつとも重要な指標は、当然、価格である。過当競争が生んだ供給過剰も、価格競争に拍車をかけていく原因のひとつであつたが、駸々堂や兎屋などをはじめとした新聞広告を用いた安売りの派手な広告がつきつきと出され、ますます価格の低廉のみが注目されるようになる。江戸時代以来の学問や書物に対する意識を持ち合わせていた層にも変化が訪れるであらうし、江戸の世を知らず、新たな教育制度のもとに育つた者たちもどんどん多くなつていく中で、学問のあり方も変わり、したがつて、学問と書物との関係の変化も急速に進行していくことになるのである。

注

(1) 拙稿「筑摩県における教科書・掛図翻刻事業と高美甚左衛門」(中央大学文学部『紀要』一九三三号、二〇〇二年三月)で触れたが、たとえば筑摩県の場合、明治六年から七年にかけて、県の意を受け教科書・掛図の翻刻に奔走したのは松本書肆高美甚左衛門と開智学校教員川瀬清功、本町の薬種屋で戸長も務める河野百寿であつた。彼らを動かしたのは、営利よりも、県の施策に協力して、学期まで教科書・掛図を間に合わせるという使命感であつたらう。

(2) 明治十三年五月十二日「郵便報知新聞」広告に「来ル六月六日午前第十時東京錦町華族会館ニ於テ発会ノ式ヲ行フ同好ノ君子来会ヲ希望ス○発会ノ日時マテニ通名ノ者ハ首唱者列ニ加フヘシ○発会切符ハ神田雉子町巖々堂ニ於テ発兌ス／明治十三年五月十日／斯文学会仮幹事」と見える。

- (3) 長野県立歴史館所蔵清水家文書 (A5691)。
- (4) 『出版文化の明治前期—東京裨史出版社とその周辺』(二〇一二年二月、ぺりかん社) 第二章「予約と信用(上)—集成館の予約者名簿」「一話一言月刊同盟現員表」から—。
- (5) 『脩道館書籍出版方法書』に「書林ノ本館へ入社スルモノ甚タ多シ」とあるように、池田町の書肆である勝山は、仕入れのために社員となったのであろう。
- (6) 明治十五年三月三日『郵便報知新聞』広告。
- (7) 予約出版事業の叢生については、ロバート・キャンベル「規則と読者—明治期予約出版の到来と意義—」(『江戸文学』二一号、一九九九年十二月)に詳しい。また、鳳文館の事業を詳細にたどったものとして、同「東京鳳文館の歳月」(『江戸の出版』二〇〇五年十一月、ぺりかん社)がある。
- (8) 清水家、また清水又居については『長野県立歴史館収蔵文書目録6』(二〇〇七年三月、長野県立歴史館)、『長野県宝指定大庄屋って何?—安曇郡・清水家文書の350年—』(二〇〇八年七月、長野県立歴史館)が参考になる。
- (9) このあたりの具体的な事例は、磯部敦「出版文化の明治前期—東京裨史出版社とその周辺』(二〇一二年二月、ぺりかん社) 第三章「予約と信用(下)—予約出版と詐欺取材事件—」に詳しい。
- (10) 「葉書という社会資本、あるいは書籍流通史料としての葉書」(『書物・出版と社会変容』一一号、二〇一二年九月)。
- (11) 『識字と読書—リテラシーの比較社会史—』(二〇一〇年三月、昭和堂)。
- (12) 『江戸の読書熱—自学する読者と書籍流通—』(二〇〇七年二月、平凡社)に詳述した。
- (13) 明治二十一年二月発行『大日本帝国第二回統計報告』によれば、新聞・雑誌の総発行部数は明治十五年に五千九百三万八千三百四十二部であったものが明治十九年には八千九百九十二万九千九百九十九部と大幅な伸びを示している。

附記

本稿は、二〇一一年度中央大学特定課題研究費による成果の一部である。